

## 第3節 水質汚濁対策

### 第1 法律・条例に基づく規制

#### 1 規制の概要

##### (1) 排水規制

府域における公共用水域の水質汚濁の防止については、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「瀬戸内海法」という。）及び府公害防止条例に基づき、特定施設又は届出施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水について規制を行っている。

また、上乗せ条例により、水質汚濁防止法に定める排水基準より厳しい排水基準を定めるとともに、府公害防止条例において汚水に係る規制基準を設定して濃度規制を行っている。さらに、1日当たりの平均排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場（以下「指定地域内事業場」という。）については、濃度規制に加えて化学的酸素要求量（COD）について、「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」（第2参照）に基づき総量規制を行っている。

##### (2) 施設の設置等の規制

1日当たりの最大排水量が50m<sup>3</sup>以上の特定事業場において特定施設の新・増設、構造の変更等を行う場合には、瀬戸内海法に基づき許可を要することとされ、併せて事前評価を実施することになっている。

1日当たりの最大排水量が50m<sup>3</sup>未満の特定事業場及び届出施設を設置する事業場にあっては、それぞれ水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づき、特定施設及び届出施設の設置、構造の変更等を行う場合には届出を行うべきものとされている。特に上水源地域に届出施設を設置する場合には、府公害防止条例においても許可を要することとなっている。

##### (3) 規制権限の委任

瀬戸内海法に基づく規制権限は大阪市長に、水質汚濁防止法及び府公害防止条例に基づく工場・事業場に対する規制権限は大阪市、堺市、東大阪市、吹田市、豊中市、高槻市、八尾市及び枚方市の各市の長に委任されている。

#### 2 施設設置等の現況

##### (1) 施設の設置等の許可及び届出状況

昭和61年度におけるこれらの法律及び条例に基づく許可及び届出の状況は表2

- 3 - 15 のとおりである。

(2) 特定(届出)施設の設置工場・事業場の現況

法律、条例に基づく許可及び届出対象工場・事業場数は、昭和62年3月31日現在、6,012か所であり、これを水域別、業種別にみると巻末資料表3-12のとおりである。なお、指定地域内事業場の数は、1,166か所である。

表2-3-15 法律及び府公害防止条例に基づく特定(届出)  
施設設置等の許可及び届出状況(昭和61年度)

(1)瀬戸内海法に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	合計
設置許可		80件	4件	84件
使用届出		0	0	0
構造変更許可		108	8	116
構造変更届出		0	0	0
氏名変更届出		183	5	188
汚染状態変更届出		1	0	1
廃止届出		47	8	50
承継届出		28	2	30
鉱山等使用届出		0	0	0
合計		897	22	419

(2)水質汚濁防止法に基づくもの

種別	府・市	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出		97件	18件	16件	16件	5件	1件	19件	19件	10件	196件
使用届出		8	0	1	0	0	0	1	0	1	6
構造変更届出		45	8	12	7	1	0	6	4	7	85
氏名変更届出		44	12	10	4	1	1	20	4	5	101
廃止届出		53	1	5	11	4	2	11	8	4	94
承継届出		15	1	1	4	2	1	2	1	1	28
測定手法届出		11	5	6	8	0	4	8	8	8	88
合計		268	85	51	45	18	9	62	84	81	548

(3) 府公害防止条例に基づくもの

府・市 種別	大阪府	大阪市	堺市	東大阪市	豊中市	吹田市	高槻市	八尾市	枚方市	合計
設置届出	118件	17件	38件	27件	4件	0件	19件	48件	4件	270件
使用届出	8	0	1	0	0	5	2	0	0	11
構造変更届出	181	9	34	7	1	4	15	9	15	225
氏名変更届出	98	14	18	12	9	20	40	15	11	287
廃止届出	95	4	12	16	11	4	18	7	8	170
承継届出	30	4	8	8	8	5	5	8	2	58
事故届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事故完了届出	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設置許可	40	1	0	0	0	0	8	0	7	56
合計	515	49	101	65	28	38	102	82	47	1,027

### 3 検査指導状況

府及び大阪市等 8市の政令委任市においては、昭和 61 年度には延べ 6,158 工場・事業場に対して立入検査及び排出水の採取検査を実施し、汚水処理施設の適切な維持管理等排水基準の遵守についての指導を行うとともに、総量規制基準の遵守状況、水質自動計測機器の維持管理等の指導を行った。また、特別立入検査として夜間の操業状況等を検査するための夜間パトロールと、二色の浜海水浴場周辺に立地する工場のパトロールを実施した。

昭和 61 年度における工場・事業場に対する立入検査状況は表 2-3-16 のとおりである。

表 2-3-16 立入検査状況（昭和 61 年度）

工場数		立 入 檢 査 工 場 ・ 事 業 場 数								
府・委 任市 水域	大 阪 府	大 阪 市	堺 市	東 大 阪 市	豊 中 市	吹 田 市	高 槻 市	八 尾 市	枚 方 市	合 计
淀 川	96							194		385 625
神崎川 上 流	72							5		77
下 流	202	61			67	271	818			919
寝屋川	624	40		363				855	68	1,445
大阪市内川		121								121
大和川 上 流	486	22								458
下 流	90		112							202
泉州 上水源	116									116
一 般	1,063		614							1,677
臨 海	165		848							518
合 计	2,864	244	1,074	863	67	271	517	855	898	6,158

㊟ 立入検査工場・事業場数は延べ工場数である。

#### 4 トリクロロエチレン等の化学物質による水質汚染対策

昭和58年8月の環境庁による「昭和57年度地下水汚染実態調査結果」によつて、トリクロロエチレン等の化学物質による地下水汚染が全国的に広がっていることが判明し、新たな水質汚染として問題になってきた。

これらを踏まえ、本府としても河川等の汚染の実態を把握するために昭和59年度から環境水質調査（河川22地点、地下水21地点）を行つてゐるが、昭和61年度までに基準値を超えたものはなかった。一方、工場・事業場に対してもトリクロロエチレン等の使用実態調査及び排出水の水質調査を実施し、管理目標の遵守、適正使用等の指導を行つてゐる。

なお、工場等の指導に際しての指針として、地下浸透の防止に関する管理目標及び公共用水域への排出の抑制に関する管理目標が設定されている（表2-3-17）。

このような新たな化学物質による水質汚染については、関係する機関が多岐にわたるため、それらの機関と情報交換及び調整を図りつつ対策を行つてゐる。

表2-3-17 排出水等の管理目標

区分 物質	管 理 目 標 1)		2) 水道水の暫定水質基準
	地下浸透の防止	排 出 の 抑 制	
トリクロロエチレン	0.08 mg/l以下	0.8 mg/l以下	0.08 mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01 "	0.1 "	0.01 "
1.1.1 トリクロロエタン	0.3 "	3 "	0.3 "

1) 昭和59年8月22日環境庁通達

2) 昭和59年2月18日厚生省通達

#### 第2 COD総量削減計画及び富栄養化防止対策の推進等

##### 1 化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画の推進

水質汚濁防止法第4条の3の規定により策定した「化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減計画」(昭和55年3月内閣総理大臣承認。昭和55年大阪府告示第659号)の目標年度(昭和59年度)における削減目標は達成されたが、引き続き、下水道整備等の生活排水対策及び総量規制基準の遵守指導等の産業排水対策を実施した。

また、総量規制を導入している東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海においては、水質の改善がみられるものの、依然、環境基準が未達成であることから、更に、COD汚濁負荷量の削減を図るため、水質汚濁防止法第4条の2の規定に基づく「化学的酸素要求量(COD)に係る総量削減基本方針(瀬戸内海)」(昭和62

年1月23日環水規第28号。内閣総理大臣通知)が国から示された。

府では、この総量削減基本方針に示された目標年度(昭和64年度)におけるCO<sub>2</sub>削減目標量(187トン/日)を達成するため「化学的酸素要求量に係る総量削減計画」を再策定する必要があることから昭和62年1月27日に、大阪府公害対策審議会に対して「化学的酸素要求量に係る総量規制基準の改定」について諮詢し、同年3月19日に答申を得るとともに、「化学的酸素要求量に係る総量削減計画(案)」についても同審議会の了承を得た。

## 2 燐及びその化合物に係る削減指導等

昭和55年度に策定した「燐及びその化合物に係る削減指導方針」(昭和55年5月大阪府告示第747号)の目標は達成されたが、依然、大阪湾等は富栄養化の状態が続いているため、国から瀬戸内海法第12条の3第1項に基づき、昭和64年度を目標年度に「現状より減少させること」を目標とした第2次燐削減指導方針策定の指示があった(昭和60年12月26日環水規第256号環境庁長官指示)。

このため、府では、「燐及びその化合物に係る削減指導方針」(昭和61年大阪府告示第672号)を再策定するとともに、削減指導の円滑な推進を図るために「燐及びその化合物に係る削減指導要綱」(昭和61年4月制定)を定めた。削減指導方針の概要は表2-3-18のとおりである。

また、この指導方針等に基づき、下水道整備等の促進をはじめ、工場・事業場に對しては、「燐及びその化合物に係る使用状況報告書」の提出を求めるとともに、適宜、燐の除去に着目した処理施設の導入等を指導し、燐及びその化合物の削減に努めた。

表 2-3-18 燃及びその化合物に係る削減指導方針の概要

項目	概要				
削減の目標	目標年度において公共用水域に排出される燃の量を現状より減少させる。 現状(昭和59年度)				
	区分 排出量等	生活系	産業系	その他	合計
	排出量 (トン/日)	5.9	2.3	1.9	10.1
	割合 (%)	58	23	19	100
目標年度	昭和64年度				
削減のための方途	① 生活系に係る方途 ア 下水道の整備等 イ し尿処理施設の整備等 ウ 浄化槽対策の実施 エ 生活雑排水対策・合成洗剤対策の実施 ② 産業系に係る方途 ア 燃処理施設の導入指導 イ 既設処理施設の維持管理の改善指導 ウ 燃を含む副原料の転換及び燃系の消泡剤・防錆剤の低燃化等の指導 ③ その他の方途 ア 奮産排水等についての指導 イ 農業及び漁業養殖についての指導 ウ 汚泥のしゅんせつ ④ 啓発等				

### 3 生活排水対策

近年、生活排水の公共用水域における水質汚濁に占める割合が高くなっている。このことから、府内の関係部局からなる大阪府生活排水対策連絡会議(昭和58年度要綱制定)を設置し、生活排水対策の効果的な取組みについて検討を行っている。

また、府民に対して、生活排水対策の重要性をはじめ、家庭での簡易な汚濁削減の方法等について、啓発を行った。

さらに、市町村への指導啓発を目的として、高槻市内の桧尾川上流である弥生が丘町の単独浄化槽地区において生活雑排水処理実験施設を設置し、約150戸の生活雑排水処理について、昭和60・61年度の2か年で実験を行った。

その結果得られた処理性能や維持管理等についての有効な知見をもとに、今後、

市町村の技術指導等、生活排水対策に役立てていく。

#### 4 濱戸内海環境保全対策等

##### (1) 濱戸内海の環境の保全に関する大阪府計画の推進

府は、濱戸内海の水質保全及び自然景観の保全を図るため、濱戸内海法第4条の規定により「濱戸内海の環境の保全に関する大阪府計画」を昭和56年7月15日に策定した。

この計画は、同法第3条に規定する「濱戸内海環境保全基本計画」に基づき、府域において、濱戸内海の環境の保全に関し実施すべき施策を定めたものであり、この計画に基づく各種事業の推進を図っている。

##### (2) 濱戸内海環境保全知事・市長会議

濱戸内海沿岸13府県5政令市（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県、京都市、大阪市、神戸市、広島市及び北九州市）で構成する「濱戸内海環境保全知事・市長会議」（昭和46年7月設置）では、昭和61年度（第16回会議）において、濱戸内海をうるおいやすらぎのある、より質の高い生活環境として創造すること等について意見交換を行った。

また、国に対して、濱戸内海の環境保全に係る財政上の特例措置等について要望を行った。

##### (3) 大阪湾海水汚濁対策協議会

大阪湾沿岸の3府県15市7町で構成する「大阪湾海水汚濁対策協議会」（昭和47年11月設置）では、昭和61年度（第13回総会）において、大阪湾の水質汚濁の防止を図るために赤潮防止対策等について意見交換を行った。

さらに、大阪湾の環境保全に関して関係各省庁及び国会に対して、①下水道整備の促進、②赤潮防止対策の推進、③合成洗剤対策の推進、④海面、海底及び河川の清掃事業の推進、⑤広域廃棄物の処理対策の推進、⑥船舶航行の安全対策及び海洋汚染の防止対策、⑦海浜等の整備事業の推進、⑧水質監視・測定体制の拡充強化について要望を行った。

##### (4) 淀川等の水質汚濁対策連絡協議会

府域の主要河川である淀川、神崎川、大和川並びに大阪港の水質汚濁を防止するため、流域関係機関によりそれぞれ淀川水質汚濁防止連絡協議会、神崎川水質汚濁対策連絡協議会、大和川水質汚濁防止連絡協議会及び大阪港海水汚濁防止対策協議会を組織し、相互に連絡調整を図りながら水質汚濁対策の推進について協議を行った。

### 第3 下水道の整備

#### 1 第6次下水道整備5か年計画の推進

下水道は都市の健全な発展と公衆衛生の向上に寄与するのみでなく、河川、海域等の公共用水域の水質保全に欠くことのできない施設である。

近年の著しい都市化現象に伴う府域における公共用水域の水質汚濁対策として、下水道の整備を強力に推進するため、下水道整備緊急措置法（昭和42年法律第41号）に基づく国の施策として第1次下水道整備5か年計画（昭和38～42年度）から、逐次、第2次、第3次、第4次、第5次の計画策定があり、府下においてもそれにあわせて整備を図ってきた。

これに続き、国においては昭和61年度を初年度とする第6次下水道整備5か年計画が策定され、府下においても更に強力に整備促進を図っている。

昭和61年度末における下水道の普及状況（処理人口普及率。以下同じ。）は大阪市域では99.6%、大阪市域を除く府下の地域では40.8%で、府全域では58.7%となり、前年度から1.2%の進ちょくをみせている。

#### 2 下水道の整備事業

##### (1) 流域下水道

多くの市町村の市街地が隣接し、連なっている地域においては、市町村ごとに下水道を整備するよりは、河川の流域を単位として市町村の境界にとらわれず広域的に下水道を整備することが合理的かつ経済的である。

府においては、このような考えに基づいて昭和40年度から流域下水道事業を推進してきた（図2-3-19）。

昭和61年度においては猪名川流域、安威川流域、淀川右岸流域、淀川左岸流域、寝屋川流域、大和川下流流域及び南大阪湾岸流域の7流域において、引き続き流域下水道事業（総事業費444億2,100万円）を実施した（表2-3-19）。

図 2-3-19 府が事業実施している流域下水道の区域

(昭和62年3月31日現在)

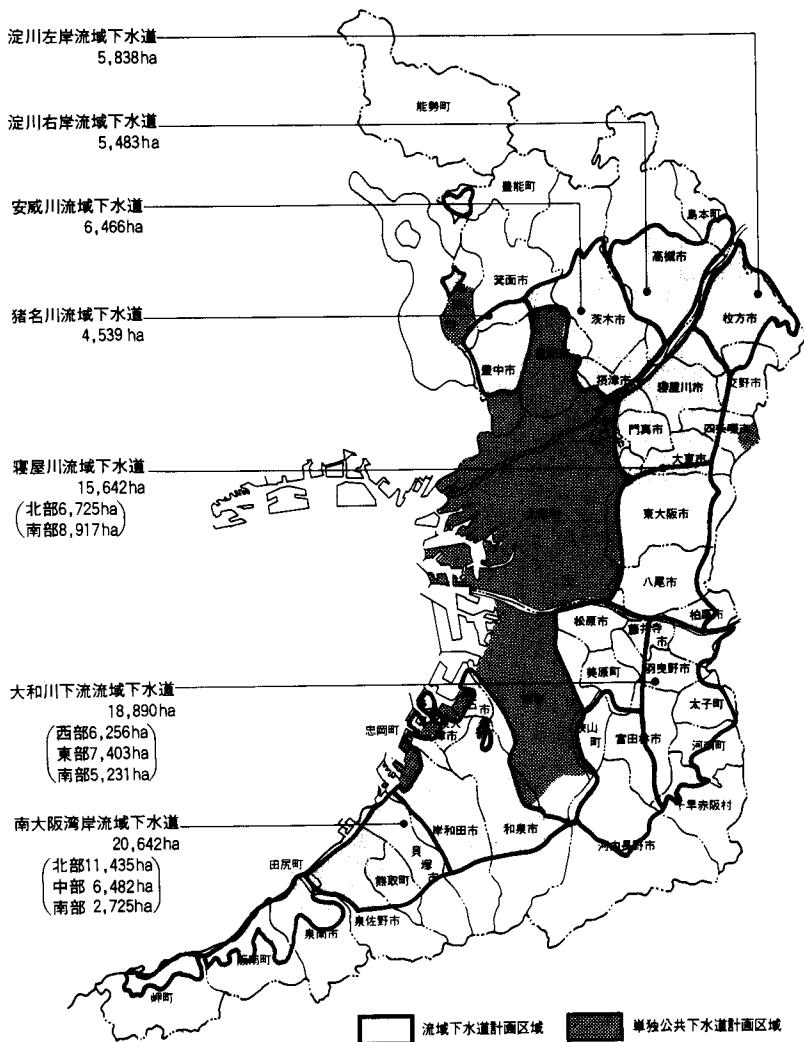


表2-3-19 流域下水道事業全体計画

（昭和62年3月81日現在）

明「精名」の〔内は兵備との合計分を示す。」

(2) 公共下水道

市街地から排出される汚水や雨水を完全に排除し、家庭し尿を水洗処理するためには、下水を下水道に排出させて終末処理場において処理する必要がある。

昭和61年度においては、大阪市ほか28市5町1組合で総額1,113億円（うち府補助金9億2,000万円）で公共下水道事業が実施された。

昭和61年度末の府域における下水道の普及状況（行政区域内人口に対する比率）は、次のとおりである（図2-3-20～21）。

図2-3-20 公共下水道普及状況

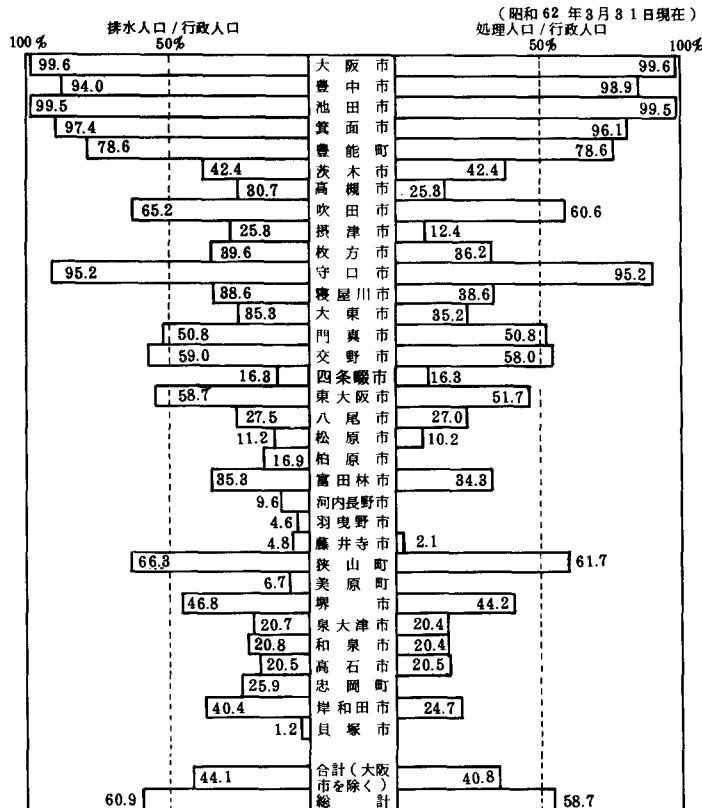
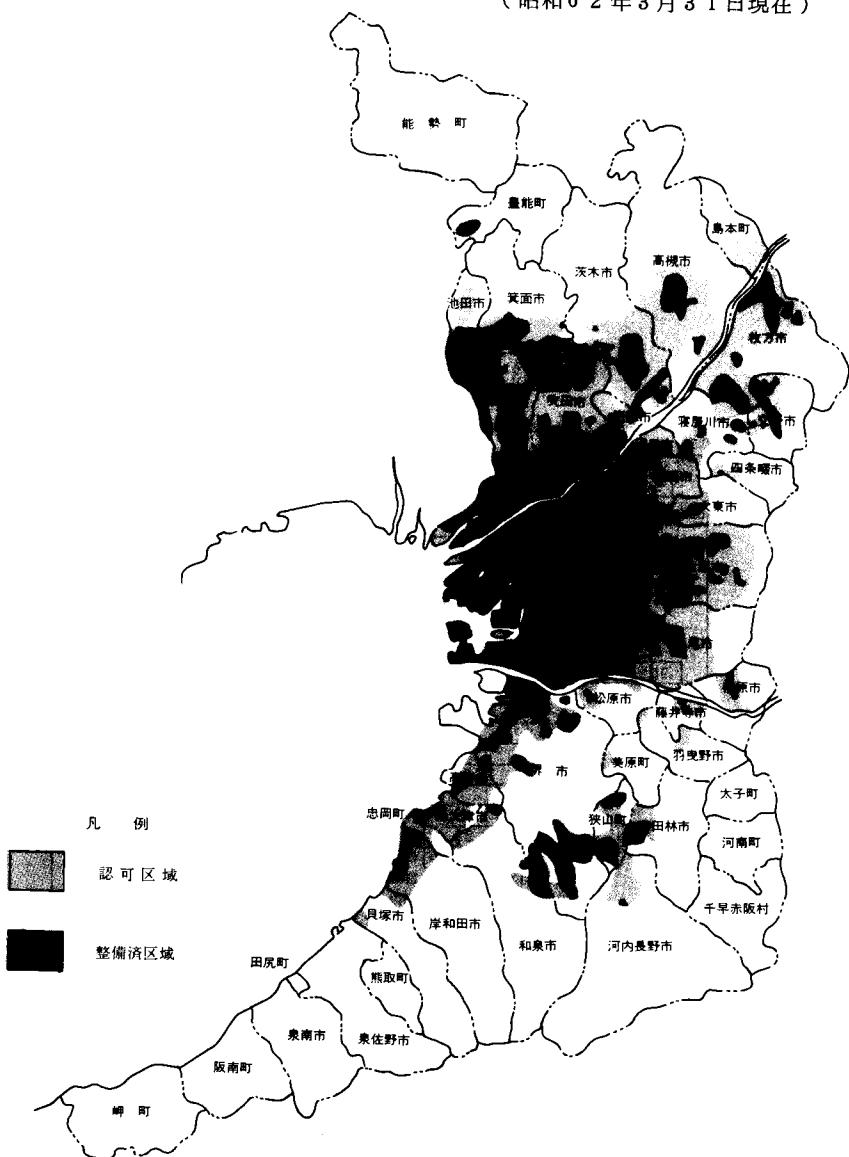


図 2-3-21 公共下水道整備状況

(昭和62年3月31日現在)



#### (3) 都市下水路

都市下水路は市街地において雨水を排除する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和61年度においては、堺市をはじめ7市1町において総額23億1,600万円で12水路について都市下水路整備事業が実施された。

#### (4) 特定環境保全公共下水道

特定環境保全公共下水道は、農山漁村の主要な集落、湖沼周辺等において環境保全のため、特に緊急に実施する必要がある場合に設置されるものであるが、昭和61年度では池田市で特定環境保全公共下水道事業が実施された。

### 第4 河川・港湾等の浄化

#### 1 都市河川浄化事業及び河川環境整備事業

河床に沈んでいた汚泥は、河川の水質を悪化させるとともに、硫化水素ガス等による悪臭の発生原因となっている。このため、昭和61年度において神崎川、木津川等の汚泥約4万3,651m<sup>3</sup>をしづんせつし、府下の各河川においても堆積土砂の除去を行った。

また、不法投棄等により河川の堤防敷地内に堆積し、又は水面に浮遊するじんかい等の清掃を実施するとともに、河川パトロールを強化して、汚物、じんかい等の不法投棄の取締りを行った。

さらに、広く府民に河川愛護を呼びかけるため、河川敷への不法投棄等防止の看板を設置したほか、啓発用ポスター(8,000枚)の配布等を行った。

#### 2 港湾の浄化事業

堺泉北港における船舶から排出される油・ごみ及び河川から流入するごみ等を総合的に処理する施設として堺泉北港船舶廃油処理場を堺第7-8区埋立地内に設置し、その施設運営並びに油回収船、清掃船の運営については、社団法人大阪府清港会に委託して港湾の浄化に努めた(表2-3-20)。

表2-3-20 港湾浄化事業実施状況(昭和61年度)

#### (1) 廃油処理実績

区分	水バラスト	ビルジ	コレクトオイル	合計
隻数	0	173	29	202
処理量(m <sup>3</sup> )	0	339	50	389

## (2) じんかいの処理実績

区分	北泊地	西泊地	南泊地	浜寺泊地	浜寺水路	大津泊地	大津 南泊地	合計
出動回数	179	85	188	22	21	82	82	509
回収量(㎥)	1,485	519	621	48	7	76	120	2,821

## 3 港湾の緑化事業

昭和48年度から港湾の環境整備事業として堺泉北港及び阪南港の公共ふ頭に緑地の建設を行っており、昭和61年度には泉北6区の中央緑地及び阪南1区の緑地の建設を行うとともに、樹木のせん定、かん水等の維持管理を行った。

また、新しく旧港再開発の中で堺旧港緑地、泉大津旧港緑地及び岸和田旧港緑地の整備計画を策定し、昭和61年度において、泉大津旧港及び岸和田旧港の調査・測量を行った（表2-3-21）。

表2-3-21 港湾緑地整備の進ちょく率

地区	全 体 計 画 (昭和48~65年度)	昭和60年度まで の 実 績	昭和61年度	昭和61年度まで の 進 ちょく 率
堺 泉 北 港	泉北1区	2,590㎥	2,590㎥	100%
	泉北4区	3,670	3,670	100
	泉北5区	46,300	31,482	68
	泉北6区	128,000	8,788	9
	泉北7区	77,000	52,145	68
	堺旧港	6,400	0	0
	泉大津旧港	15,000	0	2
計		278,960	98,622	87
阪 南 港	阪南1区	220,000	102,101	47
	岸和田地区	1,500	1,500	100
	忠岡地区	7,300	7,300	100
	木材地区	6,550	6,550	100
	岸和田旧港	12,600	0	4
	計	247,950	117,451	48
合 計		526,910	216,078	42

## 4 淨水場の沈殿汚泥処理

水質汚濁防止対策の一環として、村野、庭窪、大庭及び三島浄水場における沈殿汚泥の処理を実施しており、昭和61年度においては、各浄水場において沈殿汚泥約8万900トンの処理を行った（表2-3-22）。

表2-3-22 浄水場沈殿汚泥処理状況（昭和61年度）  
 (単位:トン)

浄水場名	村野	庭瀬	大庭	三島	計
処理量	68,258	7,110	9,009	1,498	80,870

## 第5 監視測定体制の整備等

### 1 公共用水域の水質測定計画

水質汚濁防止法第16条及び府公害防止条例第59条の規定に基づく河川及び海域の昭和61年度における水質測定については、府域の主要94河川134地点（環境基準点78、準基準点56）及び大阪湾海域21地点（環境基準点15、準基準点6）に測定地点を設定し、河川ではシアン、カドミウム等健康項目を含む30項目、海域では健康項目を含む30項目について、定期的に監視を行った。

また、海域の底質測定については、大阪湾海域に15地点の測定地点を設定し16項目の底質調査を実施した。

昭和62年度の測定計画については、府公害対策審議会の答申「昭和62年度公共用水域の水質測定計画について」（昭和62年1月27日諮詢、同日答申）に基づき、61年度と同様の地点で実施することを定めた（表2-3-23、図2-3-10）。

表2-3-23 公共用水域の水質測定計画(昭和62年度)

## (1) 測定地点及び測定機関

区分	水域	測定地点の区分	測定機関									合計
			大阪府	近畿設地局	大阪市	堺市	豊中市	吹田市	高槻市	枚方市	八尾市	
水質測定	淀川水域	環境基準点		8					8	3		14
		準基準点							2	3		5
		合計		8					5	6		19
	神崎川水域	環境基準点	10	3			1					14
		準基準点	5				2	8	1			11
		合計	15	3			3	8	1			25
	寝屋川水域	環境基準点	5		1							1
		準基準点	1		4					1	5	8
		合計	6		5					1	5	4
	大阪市内河川水域	環境基準点			11							11
		準基準点			1							1
		合計			12							12
河川計	大和川水域	環境基準点	4	4		1						9
		準基準点	2	1		2						5
		合計	6	5		3						14
	泉州諸河川水域	環境基準点	22			1						28
		準基準点	10			10						20
		合計	32			11						43
	河川計	環境基準点	41	15	12	2	1		8	3	1	78
		準基準点	18	1	5	12	2	8	3	4	5	56
		合計	59	16	17	14	3	8	6	7	5	134
底質測定	海域	環境基準点	15									15
		準基準点			6							6
		合計	15		6							21
	海 域	大阪湾 测定点	15									15

(2) 測定回数

区分			生活環境項目 その他の項目	健康項目		特殊項目
				健康項目A	健康項目B	
水 質 測 定	河 川	環境基準点(A)	年12回以上	年12回以上	年2回以上	年2回以上
		環境基準点(B)		年4回以上	年1回以上	年1回以上
海 域	通日測定点	年1回以上(各1回について、2時間おき18回採水分析する。)				
	準基準点	年4回以上	年4回以上	年1回以上	年1回以上	
底質測定	環境基準点	年12回以上	年2回以上	年1回以上	年2回以上	
	準基準点	年4回以上	年2回以上	年1回以上	年1回以上	
	海域		年2回以上	年1回以上	年1回以上	

注) 健康項目Aとは、カドミウム、シアン、鉛、クロム(6価)、ヒ素及び緑水銀をいい、健康項目Bとは、有機リン、P C B及びアルキル水銀をいう。

## 2 水質自動観測局による監視・測定

府では、河川水質の自動監視・測定を行うため、昭和45年度に淀川(大阪市東淀川区)に水質自動観測局を設置したのをはじめ、54年度に安威川(大阪市東淀川区)、55年度に寝屋川(大東市三箇)、56年度に第二寝屋川(大阪市城東区)、59年度に大津川(忠岡町)、さらに61年度には石川(富田林市若松町)に水質自動観測局を設置した。

このほか、大阪市では昭和45年度から50年度にかけて、計10地点、堺市では54年度に石津川(堺市浜寺石津)に1地点、また国(近畿地方建設局)においては45年度から50年度にかけて計6地点に設置し、現在23地点で、水質自動観測局が稼働している(表2-3-24、図2-3-22)。

測定項目は、測定地点により異なるが、水温、水素イオン濃度(pH)、溶存酸素

量( DO )、濁度、導電率、C O D、シアン、酸化還元電位( O R P )、アンモニアである。

また、海域においては、昭和48年度に府が海域自動観測ブイ局( 泉佐野沖 )及びその基地局( 府水産試験場 )を設置して、水温、塩分、p H、流向、流速について連続測定を行っている。

表 2-3-24 水質自動観測局の設置状況

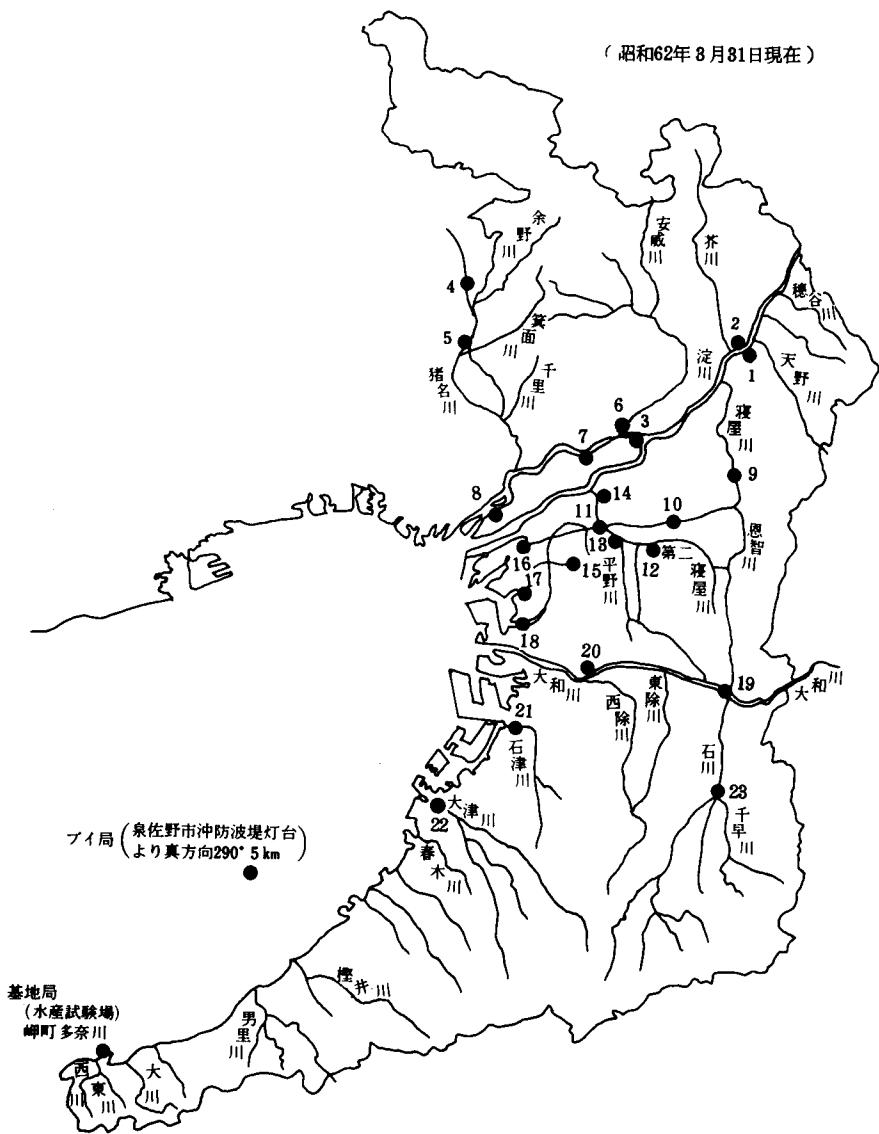
( 昭和62年8月8日現在 )

番号	河川名	測定地点	設置主体	設置年度	測定項目							
					水温	p H	D O	濁度	導電率	COD	シアン	O R P
1	淀川	枚方大橋左岸	近畿地方建設局	45	○	○	○	○	○	○	○	○
2	"	"右岸	"	"	○	○	○	○	○	○	○	○
3	"	淀川、神崎川川分岐点右岸	大阪府	"	○	○	○	○	○	○	○	
4	猪名川	銀橋	近畿地方建設局	50	○	○	○	○	○			○
5	"	單行橋	"	46	○	○	○	○	○	○	○	○
6	安威川	神崎川合流点直前	大阪府	54	○	○	○	○	○	○	○	
7	神崎川	下新庄	大阪市	46	○	○	○	○	○	○		○
8	"	出来島	"	"	○	○	○	○				
9	寝屋川	大東市三箇	大阪府	55	○	○	○	○	○	○	○	
10	"	今津橋	大阪市	45	○	○	○	○	○	○		
11	"	京橋	"	48	○	○	○	○	○	○		○
12	第二寝屋川	長瀬川合流点直前	大阪府	56	○	○	○	○	○	○	○	
13	平野川	衛門橋	大阪市	47	○	○	○	○	○	○		○
14	大川	毛馬橋	"	50	○	○	○	○	○	○		○
15	道頓堀川	大黒橋	"	45	○	○	○	○	○	○		○
16	安治川	安治川大橋	"	47	○	○	○	○	○	○		○
17	尻無川	河口	"	49	○	○	○	○				
18	木津川	千本松渡	"	48	○	○	○	○	○	○		○
19	大和川	河内橋	近畿地方建設局	46	○	○	○	○	○		○	
20	"	浅香番	"	47	○	○	○	○	○	○	○	
21	石津川	浜寺石津	堺市	54	○	○	○	○	○	○		
22	大津川	上流左岸	大阪府	59	○	○	○	○	○	○	○	
23	石川	千早川合流直後左岸	*	61	○	○	○	○	○	○	○	

註 \*印の銀橋、單行橋の水質自動観測局は兵庫県内に設置されている。

### 図 2-3-22 水質自動観測局設置現況図

(昭和62年8月31日現在)



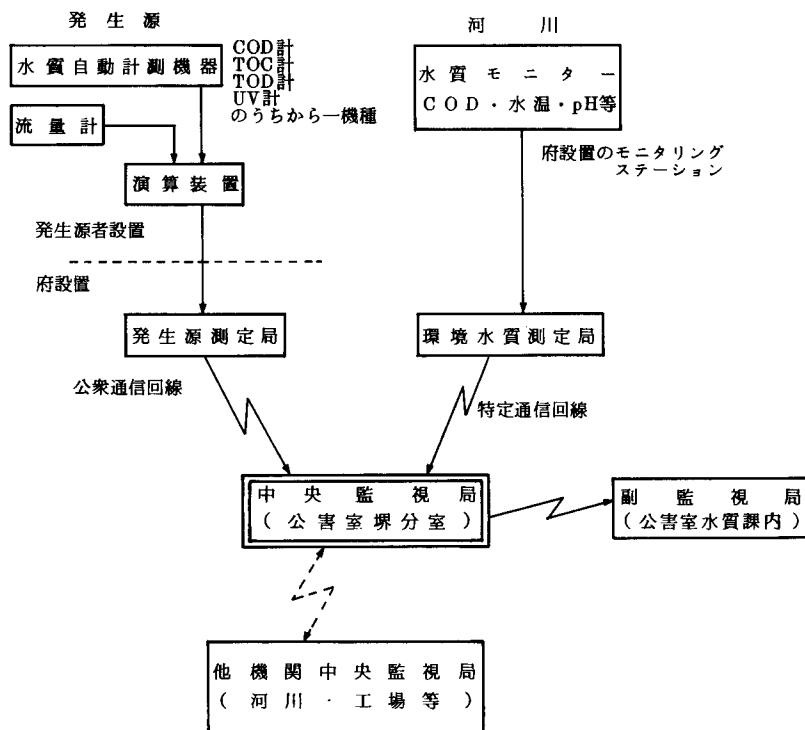
(注) 図中の番号は表2-3-24の番号に対応する。

### 3 水質テレメータ監視システムの整備

水質総量規制の適正かつ円滑な推進を図るために、河川の水質状況と工場・事業場の発生源から排出される汚濁負荷量を一元的に把握できる水質テレメータ監視システムを昭和56年度を初年度として整備を始めた。その概要是図2-3-23のとおりである。

昭和61年度は、発生源測定局3局、環境水質測定局1局を設置し、現在、計63の工場・事業場の発生源測定局並びに安威川、寝屋川、第二寝屋川、大津川及び石川の環境水質測定局から各測定データを収集・処理している。

図2-3-23 水質テレメータ監視システムの概要



(注) TOCとは全有機炭素、TODとは全酸素要求量、UVとは紫外線吸光度を示す。